

ご存知ですか？各種認定証

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、次に認定証の交付を受けることにより、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費が一定額にとどめられます。

◆限度額適用認定証

医療機関窓口に提示することにより、医療機関ごとの医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

◆標準負担額減額認定証(限度額適用認定証と合わせて交付)

入院時に医療機関窓口に提示することにより、食事療養費の窓口負担額が軽減されます。

対象者

1. 国民健康保険の加入者で、

- ① 70歳未満で保険税の未納がない世帯の方
- ② 70歳以上で住民税非課税世帯（区分I・II）の方

2. 後期高齢者医療制度の加入者で、区分I・IIの方

- ※認定証をお持ちでない方も、医療機関で自己負担割合に応じて支払いをした後に、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます（該当する方には申請案内を送付します）。

交付申請に必要なもの

- ・被保険者証（保険証）
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・入院日数のわかる病院の領収書（※）

（※）過去12カ月間で、区分I（70歳未満で住民税非課税世帯）または、区分IIの期間で

の入院日数が91日以上の場合は申請案内を送付します。

●自己負担限度額（月額）・70歳未満の国民健康保険加入者

区分	月の自己負担限度額
ア 旧ただし書所得※901万円超	252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1% *（4回目以降140,100円）
イ 旧ただし書所得600万円超901万円以下	167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1% *（4回目以降93,000円）
ウ 旧ただし書所得210万円超600万円以下	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1% *（4回目以降44,400円）
エ 旧ただし書所得210万円以下	57,600円 *（4回目以降44,400円）
オ 住民税非課税世帯	35,400円 *（4回目以降24,600円）

※旧ただし書所得=総所得金額等-基礎控除（33万円）

*過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

●自己負担限度額（月額）<平成29年8月から変更>

・70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者

区分	医療費の自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合 80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1% *（4回目以降44,400円）
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 *（4回目以降44,400円）
区分II	8,000円	24,600円
区分I		15,000円

*過去12カ月（1年間）に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

なお、国民健康保険の加入者で、現在すでに限度額適用認定証の交付を受け、8月以降も引き続き必要な方は、交付申請を行ってください（後期高齢者医療制度の加入者で

月以降の新しい保険証に同封して送付します）。

平成30年7月31日火 認定証の有効期限

※退職者医療制度が終了する方、これから70歳を迎える方、後期高齢者医療制度へ移行する方は、有効期限が異なります。

●入院時食事療養費の自己負担額（1食あたり）

区分	負担額
現役並み所得および一般	360円
住民税非課税世帯および区分II	210円 過去12カ月の入院日数が90日までの入院
	160円 過去12カ月の入院日数が90日を超える長期入院
区分I	100円

※「現役並み所得および一般」の方の食事代については、平成30年4月から460円に変更予定

区 分 II：国民健康保険の加入者全員と世帯主（後期高齢者医療制度の場合は世帯の全員）が住民税非課税の世帯の方（区分I以外の方）による方です。

お問い合わせは、
国保年金課（2階）
(20)1503、FAX(20)1600へ。